

研修名	専門課程 旅行業法事務担当者 【オンライン】 (平成14年度～:平成18年度まで「旅行業実務者」)					
目的・重点事項	<p>旅行業法及び同法に関連する通達の解釈・運用に関する知識を修得させるとともに、旅行業法の解釈・運用について統一的な知識を修得させることにより、情報の共有化を図ることを目的とする。</p> <p>以下の点を重点項目とする。</p> <p>① 業務上必要な知識を修得させることによる事務処理能力の向上</p> <p>② 国と都道府県の旅行業法事務担当者の連携を強化するとともに、旅行業法等関連法令等の解釈・運用の統一</p> <p>※ 研修員からの意見を受けて、実例や具体例を取扱うとともに事前質問に回答する質疑応答の時間を設定した。</p>					
対象者	地方運輸局、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県の職員で、旅行業法の事務を担当する者					
定員(人)	国土交通省	他府省	地方公共団体	独立行政法人等	団体	計
	9	1	47			57
研修期間	22.75時間 3日間			令和5年 5月24日(水)～ 令和5年 5月26日(金)		
カリキュラム内容 (予定時間)	<p>1. 講義 (16.015.5)</p> <p>① 旅行業法の概要、登録事務の実務、旅行業約款、旅行者の扱う貸切バスの契約、旅行者への立入検査、旅行業実務質疑応答 (14.7514.25)</p> <p>② 旅行業協会が行う法定業務 (1.0)</p> <p>③ 講話 (0.25)</p> <p>2. 課題研究等 (5.255.75)</p> <p>(昨年度：旅行取引の公正の維持のために求められる行政の役割、旅行業登録の要否、旅行の安全確保、苦情の解決等)</p> <p>3. その他 (1.50)</p> <p>(入校式、修了式 等)</p> <p style="text-align: right;">計 22.75</p>					
前年度からの 主な変更点	<p>・実施手法変更 (集合→オンライン) ・定員増 (45人→57人)</p> <p>・研修期間短縮 (4日→3日)</p>					
担 当	<p>柏研修センター教務課 (TEL: 04-7140-8777)</p> <p>[募集・内容について]</p> <p>観光庁旅行振興参事官室 (TEL: 03-5253-8329)</p>					
備 考	携行品「旅行業六法」					